

## V 計画の内容

### 基本目標 I DV被害に気づく環境づくり

#### 重点目標 1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

##### 【現状と課題】

被害者が立ち寄る可能性のある場所への、相談窓口の情報を掲載したDV防止啓発カードの配備や、街頭啓発キャンペーンの実施、講演会の開催やチラシ・カードによる広報啓発など、DVをなくす啓発期間（11/12～25）を中心とした集中的な広報啓発を実施してきました。

DV相談支援センターへの相談件数は毎年増加し、平成24年度に京都府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」（以下「アンケート調査」という。）結果においても、配偶者からの暴力について「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は65.0%で、20年度に実施したアンケート調査と比較し、12.8ポイント低下しました。

しかし同アンケート調査では、相談した人の相談先は家族・親戚が64.3%、友人・知人が59.3%等であり、専門の相談支援機関への相談割合は10.7%（いずれも複数回答）となっていることから、暴力に苦しむ被害者が安心して相談機関に相談できるよう、被害者自身への気づきを促す情報の提供や、相談機関の周知等きめ細やかな広報啓発を一層進める必要があります。

##### アンケート調査から

- 配偶者から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答可）

- ▶ 65.0%が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答  
相談した人の相談先は「家族・親戚」64.3%、「友人・知人」59.3%

- 京都府が実施している配偶者等からの暴力の防止に関する施策（京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門電話相談・来所相談、京都タワーの紫色ライトアップ及び京都駅前街頭啓発 他）を知っていますか。（複数回答可）

- ▶ 67.4%が「知っているものはない」と回答

##### 【今後の取組】

##### 〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供（拡充）
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）
- ⑤ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底

## 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

### 【現状と課題】

民生児童委員をはじめとする各種団体の会員等、被害者に接する可能性のある職務関係者を含めた府民に対する研修・講演を開催し、DVの理解を促進するとともに、被害者への適切な対応を周知する啓発を実施してきました。

アンケート調査の結果では、友人や知人の被害を見聞きしたが「何もしなかった」と回答した人が55.0%と、高い割合です。

二次的被害により、被害者が孤立感を深めたり、相談機関へ相談する気力をなくしてしまう可能性も多く、周囲が暴力に気づき、被害者の孤立を防ぐとともに、適切に相談機関への相談を勧められるよう、あらゆる府民のDVに対する理解を促す取組と併せ、被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や地域ネットワーク（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム等）との連携・協力が必要です。

#### アンケート調査から

##### ○ 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。（複数回答可）

- ▶ 「どう対応したらいいかわからず、何もしなかった」25.5%、「他人のことなので口出しするべきでない」と思い、何もしなかった」25.0% 等  
「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるように話した」14.2%、「暴力を受けている人に相談先を紹介した」10.3%等と、積極的な行動をとった人は依然として少ない。

### 【今後の取組】

#### 〈職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）【再掲】
- ⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）【再掲】
- ⑥ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】
- ⑦ 通報の趣旨の周知

## 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

### 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

#### 【現状と課題】

高校生・大学生等に対して、将来にわたってDVの被害者にも加害者にもなることのないよう、啓発冊子を作成し、授業での活用や、成人式等での配布など啓発を推進してきましたが、子どもの頃から互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にする意識の醸成が必要です。また、このような低学齢児への教育と同時に、保護者に対しても、DVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施する必要があります。

さらに、DVの被害者が地域で安全に生活するためには、加害者に対する再発防止のための取組が求められます。

併せて、市町村におけるDV基本計画の策定（他の市町村計画の策定・改定時の一体的な策定）に際し、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、他の分野の計画等においても、DV防止、被害者保護の趣旨が踏まえられるよう働きかける必要があります。

#### アンケート調査から

- 10歳代、20歳代のとき、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。（「なぐったり、けったり、物を投げつけられたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」、「人格を否定するような暴言や、自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」他）
  - ▶ 12.6%が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答
- 交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。
  - ▶ 2.2%が「命の危険を感じた」と回答
- 交際相手から行為を受けたとき、どうしましたか。
  - ▶ 27.3%が「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかった（別れていない）」、26.2%が「別れたい（別れよう）と思わなかった」と回答

#### 【今後の取組】

〈年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① 保育所・幼稚園、学校等あらゆる場において、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育の実施
- ② あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施
- ③ デートDVに関する予防啓発の推進及び効果的な啓発手法の研究（拡充）

- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施（新規）
- ⑤ 企業におけるハラスメント・メンタルヘルス講習等を活用した研修の実施（拡充）

#### 〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害者に気づき・変化を与える手法の検討
- ③ 男性相談窓口設置の検討（新規）
- ④ 加害への気づきを促す情報提供（新規）

#### 〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

## 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

### 重点目標4 相談体制の充実・強化

#### 【現状と課題】

平成22年度に家庭支援総合センターを中心に北部・南部家庭支援センターと連携し、女性・児童・障害部門等総合的な専門相談体制を整備するとともにそれぞれのセンターをDV相談支援センターと位置づけ、相談機能を強化しました。

京都市DV相談支援センターの設置（平成23年度）や府内全市町村にDV相談窓口が設置されるなど市町村の相談窓口も整備されてきています。

相談機能の強化に伴い、相談窓口に寄せられる相談件数は増加し、相談内容も多様化・複雑化していることから、DV相談支援センターの専門性の向上や被害者の身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要となっています。

#### アンケート調査から

- 配偶者から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答可）
  - ▶ 65.0%が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答  
相談した人の相談先は「家族・親戚」64.3%「友人・知人」59.3%
- 被害者に必要な支援策（複数回答可）
  - ▶ 「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」55.7%と回答

#### 【今後の取組】

##### 〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（庁内ネットワークの構築）（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援（拡充）
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充）
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施（新規）
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ（新規）

##### 〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の婦人相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（新規）
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施（新規）

##### 〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 市町村間の連携による転居を伴う被害者への継続的支援の実施（新規）
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実（新規）
- ③ 府、市町村、警察等相談窓口機関との連携や民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備

## 重点目標5 緊急保護の充実

### 【現状と課題】

家庭支援総合センターでは、夜間休日を含む24時間体制で、警察や市町村、福祉事務所等との緊密な連携・協力により被害者の安心・安全を図りながら、迅速な保護の実施を行っていますが、被害者の状況に対応した一時保護委託先の拡充や市町村との連携による緊急一時保護体制の充実、警察との連携による安全対策の更なる充実が必要です。

また、心に深い傷を負った被害者に対しては、一時保護期間中からのカウンセリングや医療機関との連携など、被害者の特性に応じた支援を実施していますが、被害者の状況の改善に向け、退所後も継続した心のケアの充実が必要です。

### アンケート調査から

#### ○ 被害者に必要な支援策（複数回答可）

- ▶ 61.6%が「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」と回答

### 【今後の取組】

- ① 被害者の状況に対応した一時保護委託先の確保（新規）
- ② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援（新規）

## 重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

### 【現状と課題】

一時保護所に同伴する子どもたちは、家庭でDVを目撃するだけでなく、子ども自身が暴力にさらされている場合があり、子どもの状況によっては退所後も要保護児童地域対策協議会と連携した切れ目のない心のケアの充実が必要です。

また、常に子どもを身近で見守る学校の養護教諭や保育士などによる、DV家庭に育つすべての子どもに寄り添った支援の充実が必要です。

転居先保育所での優先随時入所や子どもの状況に応じた就学手続き等、被害者や子どもへの負担を軽減する柔軟な対応が必要です。

#### アンケート調査から

##### ○ 相手と別れなかった大きな理由（複数回答可）

- ▶ 49.3%が「別れるほどのことではないと思った」と回答  
特に女性では、45.1%が「子どもがいるから、子どものことを考えたから（子どもの意思、親権、環境が気がり）」と回答

##### ○ DVによる子どもへの影響（複数回答可）

- ▶ DVを「子どもが見たことがある」の回答のうち、42.1%が「大人の顔色をうかがうようになった」をあげている。

### 【今後の取組】

- ① 要保護児童地域対策協議会と連携した子どもへの支援の充実（拡充）
- ② 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先市町村の要保護児童地域対策協議会と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実（新規）
- ③ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用や加害者への対応等個人情報適切な管理の徹底等における市町村への働きかけ
- ④ スクールカウンセラーの活用など学校や保育所等における子どもの見守り・支援体制の充実（拡充）

## 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実 並びに男性被害者への対応

### 【現状と課題】

外国人被害者は言葉や文化の違いから、社会の中でも孤立しやすく、相談窓口の存在を知らない場合があります。また、相談窓口でも日本語が十分理解できないために自らの状況がうまく伝わらない場合があることから、適切な相談対応に向けた工夫が必要です。

障害のある人や高齢者は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、障害者や高齢者の虐待相談窓口や福祉サービス等との連携による被害者の早期発見や支援が必要です。

また、男性被害者の支援のあり方や男性相談窓口の設置に係る検討が必要です。

### 【今後の取組】

#### 〈外国人被害者への支援〉

- ① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実
- ② 外国人被害者の母国語(翻訳)相談シートを活用した相談窓口での被害者支援(新規)
- ③ 外国人被害者の母国語(翻訳)による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成

#### 〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉

- ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
- ② 障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実

#### 〈男性被害者への支援〉

- ① 男性被害者支援のあり方の検討(新規)
- ② 男性相談窓口設置の検討(新規)【再掲】

## 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

### 重点目標8 支援策の充実・強化

#### 【現状と課題】

被害者が地域の中で自立し、安心して生活するためには、それぞれのニーズに応じて、福祉、教育、労働（就労）、保健・医療等の施策に係る関係機関等が連携し、一体となって支援していくことが必要です。

また、被害者にとって必要なサービスの提供の窓口となる市町村への支援も必要です。

今後は、一時保護所を経由せずに家を離れ自立を望む被害者に対して、被害者の希望を尊重した支援を一層充実させることが必要です。

#### アンケート調査から

##### ○ 被害者への必要な支援策（複数回答可）

- ▶ 母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設（19.8%）、仕事の紹介・斡旋や就労のための技能・資格取得の支援等（17.1%）、心理カウンセリングの充実（15.1%）と回答

#### 【今後の取組】

- ① 一時保護から母子生活支援施設への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援（新規）
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ（新規）
- ④ 段階的な社会的自立に向けた「ステップハウス」の効果的な活用（拡充）
- ⑤ 府営住宅優先入居における弾力的運用の検討と市町村における優先入居等への働きかけ

## 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

### 【現状と課題】

被害者が社会的に自立し、安定した生活を得るためには、就労支援などに加え、長期にわたる暴力に起因する健康被害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などからの回復に向けた継続的な支援を行うことが必要です。

また、被害者が見知らぬ地域で生活を始める場合には、孤立しないように見守っていく寄り添い型の支援が必要です。

更に、心のケアに必要な同伴児童に対しては、要保護児童地域対策協議会と連携した支援や市町村ごとに地域で活動する支援者と連携した支援体制が必要です。

### 【今後の取組】

#### 〈被害者の生活の安定と心のケア〉

- ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
- ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
- ③ ハローワークやジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援  
・ 職業訓練施策の充実
- ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実

#### 〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉

- ① 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用（拡充）
- ② 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り  
・ 支援体制の充実（新規）

## 重点目標 10 関係機関の連携強化

### 【現状と課題】

被害者が早期に心身の回復を図るためには、相談、保護から被害者の社会的自立までの継続した支援が必要です。

このため、京都府においては、平成23年3月に「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置し、「啓発」、「相談」、「保護・自立支援」の3つの部会の中で被害者支援の取組や意見交換を行っています。

### 【今後の取組】

- ① 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実（拡充）
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化

## 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

### 重点目標 1 1 民間支援団体との連携・支援

#### 【現状と課題】

社会福祉施設や民間支援団体は、既に被害者支援に大きな役割を担っており、今後も独自のノウハウや機能を十分に発揮できるよう、府としてはこれらの団体等と協働して被害者支援を図ることが必要です。

また、被害者の状況によっては、民間支援団体等による対応が効果的な場合もあることから民間支援団体等と協働を進め、相談、保護・自立支援の充実についても検討していく必要があります。

#### 【今後の取組】

- ① 民間シェルターの一時保護機能の充実・強化
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成（拡充）
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援（拡充）

## 重点目標 1 2 都道府県間の広域連携体制の充実

### 【現状と課題】

被害者をより安全に保護するためには、時には、他の都道府県への一時保護や福祉施設等への入所を依頼する必要があります。

従来、個別に連絡・調整を図ってきましたが、他の都道府県での一時保護の受入について、平成19年7月に全国知事会による「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」が取り決められ、被害者への支援や費用負担等について全国統一の取扱いがされるようになりました。

当該申し合わせの実効性の確保に向けては、都道府県間のみならず、市町村の協力が必要です。

### 【今後の取組】

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

## 重点目標 13 苦情処理体制の整備

### 【現状と課題】

京都府が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、京都府男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備しています。

また、DV相談支援センターにおいて一時保護所入退所者へのアンケートを実施し、苦情への対応を図るとともに、加害者からの苦情に対しては警察等を含め、被害者保護の立場に立った対応を図っていますが、相談機関や一時保護機関、民間支援団体等での二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、被害者等からの苦情に対して適切な対応がとれるシステムを整備する必要があります。

### 【今後の取組】

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

【参考】

○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（改定版）  
改定に係る意見聴取会議 委員名簿

分野	氏名	現職
学識 経験者	◎ 中村 正 ○ 桐野 由美子	立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 京都ノートルダム女子大学生生活福祉文化学科教授
支援 機関等	井上 摩耶子 大島 麻子 北 千加子 桑原 仁美 芹澤 出 富名腰由美子 三木 秀樹 和多田田鶴子	ウイメンズカウンセリング京都代表 京都弁護士会 両性の平等に関する委員会委員 京都府DV被害者地域生活サポーター (社)京都府医師会理事 京都母子生活支援施設協議会会長(「野菊荘」施設長) (社)京都犯罪被害者支援センター事務局長 京都精神科医会会長 京都府民生児童委員協議会副会長
行政 機関	寺井 一郎 小田 浩二 藤村 里美	京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長 福知山市市民人権環境部人権推進室次長 精華町住民部人権啓発課課長補佐

◎：座長 ○：副座長

○意見聴取会議開催状況

委員会	開催日	内容
第1回	平成25年 7月16日	現行計画の進捗、課題への意見聴取
第2回	8月 3日	関係団体、被害当事者との意見交換
第3回	9月13日	計画に盛り込むべき内容の意見聴取
第4回	11月 5日	中間案の意見聴取